

重要事項説明書

訪問看護

利用者

様

真鶴町指定事業所 公益社団法人 地域医療振興協会

訪問看護ステーション真鶴

併設 真鶴国民保険診療所 ナーシングホーム真鶴

訪問看護ステーション真鶴

1. 事業所の概要

名 称	訪問看護ステーション真鶴
所在地	真鶴町真鶴 475番地の1 真鶴町国民健康保険診療所 3階
代表者名	田中 みのり
介護サービス種類	指定訪問看護事業所
介護保険指定番号	1461590058 号
電話番号・FA 番号	0465-68-2286 FAX0465-68-2192

(1) 営業日及び営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日 ※ 国民の祝日に関する法律で定められた休日を除きます。 ※ 年末年始(12/29～1/3 まで)を除きます。
営業時間 サービス提供時間	9:00～17:00 (定時訪問は、16:30 開始が最終訪問) ※ 営業時間外は、別途契約により適宜対応させていただきます。

※ 事務受付・相談受付については、営業時間と同じです。

(2) サービス提供の対象となる地域及び対象者

提供地域	真鶴町内全域 ※ 真鶴町以外もご相談下さい。可能な場合は、対応致します。
------	---

(3) 職員体制

職 名	資 格	人 数	
		常 勤	非常勤
管 理 者	看護師	1	0
ス タ ッ フ	看護師	5	
	准看護師		1
	理学療法士	1	
	作業療法士	1	1
		8	2

2. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

訪問看護サービスを提供し、暮らしの場における療養生活の支援を目的とします。

(2) 運営方針

ご本人、ご家族の思いを大切にし、“慣れ親しんだこの真鶴のいつもの暮らし”が安心したのになりますよう、心を込めて看護を提供させていただきます。

3. 従業員の提供するサービス・職務内容

主治医の指示(訪問看護指示書)により、看護師・准看護師又は理学療法士がご利用者の状況に応じた療養上の世話、診療の補助等の支援、主治医等との医療連携を行います。

サービスの種類		職務内容
医療・介護	療養上の世話	・身体の清拭、洗髪、排泄、食事等の支援
	病気治療の看護	・病状や障がいの状態の観察 ・褥瘡や創傷等の処置 ・在宅酸素、尿道カテーテル等の管理 ・服薬支援、点滴等の処置
	健康状態の把握	・血圧、体温、脈拍、呼吸、身体観察・バイタルサイン測定等
	ターミナルケア	・終末期における在宅生活の支援
	医療・介護の相談	・在宅療養全般に関する助言
リハビリ	生活リハビリ	・日常生活動作の訓練 ・嚥下機能訓練 ・関節の拘縮予防 ・自主トレーニングの指導
	介護者の技術支援	・適切な介護方法等の助言

4. サービスの利用方法

(1) 利用開始

訪問看護を利用して頂くためには、医師が交付する指示書が必要です。指示書に基づいて看護師が訪問看護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供いたします。介護支援専門員に居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員にもご相談下さい。かかりつけ医(主治医)、介護支援専門員とも連携して利用開始させていただきます。

(2) 理学療法士等による訪問看護

理学療法士等が訪問看護を提供している場合は、ご利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有、連携して訪問看護計画等を作成します。そのため、理学療法士等による訪問看護の提供であっても、ご利用者の状況を評価するため、看護職員による定期的(3月に1回以上)な訪問看護サービスの提供をさせていただきます。

(3) 訪問看護人数と形態

ご利用者様の状態により、複数訪問担当者が必要な場合があります。本契約の同意と共にご同意を頂いたものとみなし、予定より増員する場合は訪問前に連絡いたします。

5. 利用料

(1) 訪問看護費(介護保険適応)

- ・ 介護報酬は地域によって単価が異なり、次は真鶴町の方が利用された場合の金額です。
- ・ 介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてお支払い下さい。

【基本利用料】

令和6年10月1日現在

		《看護師》が行う訪問看護費				《理学療法士等》
所要時間/1回		20分未満	30分未満	60分未満	90分未満	20分
単位数		314	471	823	1,128	294
金額		3,140円	4,710円	8,230円	11,280円	2,940円
負担割合	1割	313円	470円	821円	1,125円	293円
	2割	626円	940円	1,642円	2,250円	586円
	3割	939円	1,410円	2,463円	3,375円	879円

- ・ 要件を満たす場合は、基本利用料に以下の料金が加算されます。
- ・ 准看護師の場合は所定単位数の90%で算定となります。

【加算料金】

加算		単位	金額	負担割合			
				1割	2割	3割	
早朝・夜間 深夜加算	早朝 6:00～ 8:00	基本料金の25%					
	夜間 18:00～22:00						
	深夜 22:00～ 6:00	基本料金の50%					
複数名 訪問加算	I	30分未満	254	2,540円	254円	508円	762円
		30分以上	402	4,020円	402円	804円	1,206円
	II	30分未満	201	2,010円	201円	402円	603円
		30分以上	317	3,170円	317円	634円	951円
緊急時訪問看護加算 (1月につき)		600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
特別管理 加算	I	(1月につき)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	II		250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算 (対象月)		2,500	25,000円	2,500	5,000円	7,500円	
初回加算 (1月につき)/退院日 350		300/350	3,000円 /3500円	300円 /350円	600円 /700円	900円 /1,050円	
長時間訪問看護加算 (1回につき) ※特別管理加算の対象者に限る		300	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算 (1回に限り) ※特別な管理を必要とする場合は2回まで		600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	

(2) 介護予防訪問看護費(介護保険適応)

- ・ 介護報酬は地域によって単価が異なり、次は真鶴町の方が利用された場合の金額です。
- ・ 介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてお支払い下さい。

【基本利用料】

令和6年10月1日現在

		《看護師》が行う訪問看護費				《理学療法士等》
所要時間/1回		20分未満	30分未満	60分未満	90分未満	20分
単位数		302	450	792	1,087	283
金額		3,020円	4,500円	7,920円	10,870円	2,830円
負担割合	1割	302円	450円	792円	1,087円	283円
	2割	604円	900円	1,584円	2,174円	566円
	3割	906円	1,350円	2,376円	3,261円	849円

- ・ 准看護師の場合は所定単位数の90%で算定となります。
- ・ 要件を満たす場合は、基本利用料に以下の料金が加算されます。

【加算料金】

加算		単位	金額	負担割合			
				1割	2割	3割	
早朝・夜間 深夜加算	早朝 6:00～ 8:00	基本料金の25%					
	夜間 18:00～22:00						
	深夜 22:00～ 6:00	基本料金の50%					
複数名 訪問加算	I	30分未満	254	2,540円	254円	508円	762円
		30分以上	402	4,020円	402円	804円	1,206円
	II	30分未満	201	2,010円	201円	402円	603円
		30分以上	317	3,170円	317円	634円	951円
緊急時訪問看護加算 (1月につき)		600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
特別管理 加算	I	(1月につき)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	II		250	2,500円	250円	500円	750円
初回加算(1月につき)/退院日 350		300/350	3,000円 /3500円	300円 /350円	600円 /700円	900円	
長時間訪問看護加算 (1回につき) ※特別管理加算の対象者に限る		300	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算 (1回に限り) ※特別な管理を必要とする場合は2回まで		600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	

※その他の介護保険・介護予防保険における加算

下記の条件により以下の加算が該当する場合があります。

- ・歯科受診時に訪問看護ステーションより医療・介護機関やケアマネージャーへ情報提供を
書面やデータで対応した場合は、口腔強化加算50単位/月が加算されます
- ・真鶴町以外の方は、当事業所は中山間地域等居住者提供サービス加算が適応となり、
料金所定単位数に5/100を乗じた単位数が加算されます。

(3) 訪問看護費(医療保険適応)

- ・介護保険が適応とならない方、または厚生労働省が指定した難病・疾病をお持ちの方が医療保険における訪問看護の対象となります。
- ・医療保険での訪問看護は原則として1日1回、週3回まで、1回あたり30～90分です。
(状態によって“特別訪問看護指示書”が発行された場合には、この限りではありません)
- ・医療保険の自己負担は、かかった費用の1～3割です。
- ・医療保険での訪問看護には、月間支給限度額はありません。

【自己負担割合】

保 険	自己負担割合	
後期高齢者 (75歳以上の方)	1割負担 (現役並み所得者は3割負担)	
国民健康保険 各種健康保険	高齢受給者 (70～74歳)	2割負担 (現役並みの所得者は3割負担)
	一 般 (70歳未満)	3割負担 (6歳未満は2割負担)

【基本料金】

令和6年10月1日現在

		料 金	負担割合		
			1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ 注)1. 注)2	週3日まで	5,550 円 (5,050 円)	560 円 (505 円)	1,110 円 (1,010 円)	1,670 円 (1,515 円)
	週4日以降	6,550 円 (6,050 円)	660 円 (605 円)	1,310 円 (1,210 円)	1,970 円 (1,815 円)
管理療養費 2	月の初日	7,440 円	750 円	1,490 円	2,230 円
	2日目以降 (1日につき)	2,500 円	250 円	500 円	750 円

注)1. 保健師、助産師又は看護師の料金となります。(カッコ内は准看護師の料金)

注)2. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問は、週4日以降も週3日までの料金が適応されます。

	料 金	負担割合		
		1割	2割	3割
基本療養費Ⅲ 注)3.	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

注)3. 入院中のご利用者が在宅療養に向けて外泊をする際、主治医から“訪問看護指示書”の交付を受け外泊中に訪問看護を行った場合の料金です。

※その他の医療保険における加算

- ・居宅同意取得型のオンライン資格確認システム導入に伴い、訪問看護医療 DX 情報活用加算50単位/月が加算されます。負担割合が適応します。

・要件を満たす場合は、基本料金に以下の料金が加算されます。

【加算料金】

※ 小数点以下は四捨五入となります。

		料 金	負担割合			
			1割	2割	3割	
24時間対応体制加算(1月につき)		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
緊急訪問看護加算 (1日につき)		月14日目迄 2,650 円	265 円	530 円	800 円	
		月15日目迄 2,000 円	200 円	400 円	600 円	
早朝・夜間 深夜加算	早朝 6:00～ 8:00	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
	夜間 18:00～22:00					
	深夜 22:00～ 6:00	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
特別管理 加算	I	(1月につき)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	II					
難病等複数回 訪問加算		(1日2回)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		(3回以降)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
長時間訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
複数名訪問 看護加算	看護師等 (週1日まで)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	
	准看護師 (週1日まで)	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	
	その他職員 (週3日まで)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
ターミナル ケア療養費	I 在宅等	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
	II 特養等	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
退院支援 指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
	長時間	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
情報提供療養費		1,500 円	150 円	300 円	450 円	
乳幼児加算(6歳未満)		1,500 円	150 円	300 円	450 円	

(4) その他の費用(介護保険・医療保険適応共通)

・ 以下については、介護保険・医療保険の給付対象外です。

費用	具体的内容
エンゼルケア	ご希望により処置をさせて頂いた場合は負担をお願い致します。 6,600円
交通費	通常の事業実施地域を越えて訪問看護等を行う場合には、 交通費の負担をお願い致します。 ・ 公共交通機関を利用した場合はその実費 ・ 自動車を利用した場合は真鶴町を超えたところから 片道1キロメートル毎に20円

6. 支払方法

毎月末締めとし、翌月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

窓口での 現金支払い	真鶴町国民健康保険診療所の受付カウンターで対応させていただきます
指定口座への 振込支払い	【 指定口座 】 ※引き落としではありません さがみ信用金庫 真鶴駅前支店 普通 0226622 【 口座名義 】 公益社団法人地域医療振興協会真鶴町国民健康保険診療所 管理者 大平 祐己

7. サービスの変更

サービス変更については、利用予定前日までにお申し出ください。ただし、ご利用者の病状変化等やむを得ない事情で緊急的にサービス変更が必要になった場合は、この限りではありません。

8. 契約の終了

- (1) ご利用者のご都合による契約の終了は、終了希望日の1週間前までに、文書でお申し出ください。ただし、ご利用者の急な入院等、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者・ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、ご利用者は文書で解約を通知することにより、即座に契約を終了することができます。

- (3) ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上延滞し、催告してから1か月経過しても支払いがなかった場合、当事業所や当事業所のスタッフに対し、契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービス提供を終了させて頂く場合があります。
- (4) ご利用者様、ご家族様によるハラスメント行為が確認された場合は、事実が確認されてから速やかに指示書に基づいた契約解除を通達させていただく場合がございます。

9. 緊急時の対応方法

- (1) サービス提供中にご利用者の病状変化、その他の緊急事態が発生した場合は、速やかにご家族等に報告し、主治医等と連絡をとりながら適切に対応します。24時間対応未契約の場合であっても、ご家族からの連絡には、状況に応じて対応致します。
- (2) サービス提供中に当事業所従事者の責めに帰す事情により事故が発生した場合は、誠意をもって速やかにその責を負うものとします。

10. 秘密の保持

当事業所従事者は、業務上知り得た利用者、そのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務はサービス利用契約終了後も継続されます。

11. 職員における衛生管理

訪問するスタッフは、ご利用者様の状態・必要に応じて感染予防対策を行います。又、当施設では、出勤時や休日も職員の健康管理・確認管理を行っております。

12. 職員における資質向上のための研修等

当事業所従事者は、専門職としての責務を全うできるよう看護師・管理者等の研修の機会を確保し、協会施設内部・外部研修(看護協会等)を行い資質向上に努めております。

13. 苦情申立窓口

当事業所のサービスに関する相談、苦情申立は、以下の窓口で受け付けて頂きます。

担当者	管理者 田中 みのり
住 所	真鶴町真鶴 475番地の1 真鶴診療所3階 訪問看護ステーション真鶴
電話番号	0465-68-2286
FAX 番号	0465-68-2192
受付日時	月曜日から日曜日 9:00~17:00

※真鶴国民保険診療所・ナーシングホーム真鶴の併設施設の為、診療所全体での報告・対応をしております。

(1) 行政機関、その他苦情受付機関

市町村	真鶴町役場
所在地	真鶴町岩 244番地の1
担当課	健康福祉課 介護保険係
電話番号	0465-68-1131(代)
FAX 番号	0465-68-5119
市町村	湯河原町役場
所在地	湯河原町中央 2丁目2番地の1
担当課	介護課 介護保険担当窓口
電話番号	0465-63-2111(代)
FAX 番号	0465-63-4194

市町村	小田原市役所
所在地	神奈川県小田原市荻窪 300
担当課	高齢介護課 介護保険担当窓口
電話番号	0465-33-1827(代表)、0465-33-1876(担当者)
FAX 番号	0465-33-1286

国保連	神奈川県国民健康保険団体連合会
所在地	横浜市西区楠町 27番地1
担当課	介護保険課 介護苦情相談係
電話番号	045-329-3447(代) 0570-022110 (苦情専用)
受付時間	8:30~17:15(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

訪問看護ステーション真鶴 個人情報の取り扱いについて

1. 訪問看護ステーション真鶴は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者及びその家族等の個人情報を厳重に管理するものとします。
2. 個人情報の利用目的
訪問看護ステーション真鶴は、ご利用者及びその家族等から収集した個人情報については、次の目的のみ利用させていただきます。次の利用目的のうち同意しがたい事項のある場合は、その旨を当事業所従事者にお申し出下さい。
 - (1) 医療、介護保険事務
 - (2) 会計、経理
 - (3) 医療機関入退院時の照会
 - (4) 介護保険施設入退所時の照会
 - (5) 病院、診療所、薬局、居宅サービス事業者等とのカンファレンス等による連携及び照会
 - (6) 医療事故等の報告
3. 個人情報の開示、訂正、追加又は削除
訪問看護ステーション真鶴は、ご利用者の情報について、お申し出により開示、訂正、追加又は削除をすることができます。ただし、法令や規定により、開示や削除ができない場合もあります。
4. 個人情報の保存
ご利用者の個人情報については、法律に定められた期間、保存することが義務付けられており、保存方法、期間及び廃棄処分方法については、適用される法律に則り適正に行います。
5. オンライン資格確認等システムについて
居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。
マイナンバー保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。ご同意いただきますようお願い申し上げます。
6. 訪問看護指示書の発行同意について
ご契約にあたり、訪問看護指示書の発行⇒訪問看護開始となります。その為、主治医への指示書発行依頼への同意をいただきますようお願い申し上げます。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて「訪問看護指示書依頼の同意」、サービス内容及び「重要事項」、「個人情報の取り扱い」、オンライン資格確認診療情報の取り扱い、「必要時、複数訪問対応」、その他の加算等の規定とご料金のご説明をさせていただきました。

所在地：真鶴町真鶴 475番地の1
事業者：訪問看護ステーション真鶴
管理者：田中 みのり 印

説明者名 _____

私は、上記事業者から、本書面に基づいて「サービス内容及び「重要事項」、「個人情報の取り扱い」「オンライン資格確認診療情報の取り扱い」の説明を受け、書類の取り扱い上の個人情報の照会と連携に関する書類発行に同意しました。又、利用者の状態に応じて、複数訪問担当者が必要な場合はその旨同意しました。以上、契約書に記載された事項を同意いたしました。

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

令和 年 月 日